

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「五十五歳を超える職員（第二十八条第一項各号において「高年齢層職員」という。）であるときは、五十五歳を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二」を「教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数」に改める。

第二十八条中第一項から第三項までを次のように改める。

条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第十八に定める昇給号給数表（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表第十九に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員その他教育委員会が定める職員にあつては、教育委員会の定めるところにより決定するものとする。

一 勤務成績が特に良好である職員 一号該当

二 勤務成績が良好である職員 二号該当

三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 三号該当

ロ 勤務成績が良好でない職員 四号該当

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定

める昇給区分に決定するものとする。

一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第三号ロに該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 三号該当

二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 四号該当

第二十八条第五項中「第一項第一号に掲げる職員に該当するものとして」を「一の昇給日において第二項の規定により一号該当の昇給区分に」に、「定数」を「定数、第五項の教育委員会の定める割合」に改め、「別に定める」の下に「号給数を超えないものとする」を加え、同項を第九項とし、同条中第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項及び前項の規定による昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第二十八条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に三号該当又は四号該当の昇給区分となる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（一号該当の昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める一号該当の昇給区分に決定する職員の数の割合は、教育委員会が別に定める。
第三十六条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表第十七の次に次の二表を加える。

別表第十八 昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	五以上
二号該当	四
三号該当	二
四号該当	〇

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第六条第七項の規定の適用を受

ける職員以外の職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十九 教育四級職員昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	六以上二以上
二号該当	四
三号該当	〇
四号該当	〇

備考 この表の適用を受ける職員には、昇給号給数表の備考を準用する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。